

平成 22 年 3 月 31 日

各 位

東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号
株式会社ダヴィンチ・ホールディングス
代表取締役社長 金子 修
(コード番号：4314)

問い合わせ先 Tel：03（6215）9865

メールアドレス ir@davinci-holdings.co.jp

当社株式の「債務超過」の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、第 12 期有価証券報告書を提出し、平成 21 年 12 月期において債務超過の状態となったことから、本日の大阪証券取引所からの発表のとおり、ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第 17 条第 1 項第 3 号 a（債務超過）の猶予期間入り銘柄になりましたので、下記のとおりお知らせ致します。

また、今後、当社の発行する株式の月間の平均株価が 10,000 円未満となった場合には、ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第 17 条第 1 項第 3 号 b（債務超過）の規定に抵触し、上場廃止となります事、あわせてお知らせ致します。

記

1. 債務超過の猶予期間入りについて

当社は、本日、第 12 期有価証券報告書を提出し、平成 21 年 12 月期において債務超過の状態となったことから、本日の大阪証券取引所からの発表のとおり、ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第 17 条第 1 項第 3 号 a（債務超過）の猶予期間入り銘柄になりました。

2. 対象となる法定開示事項

有価証券報告書（自 平成 21 年 1 月 1 日 至 平成 21 年 12 月 31 日）

3. 債務超過となった経緯

米国のサブプライム・ローン問題に端を発した金融危機による国内経済の急速な悪化を受け、不動産市場においても金融収縮の影響は非常に大きく、不動産の流動性は著しく減少いたしま

した。かかる環境下、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を早期適用し、販売用不動産の簿価切り下げを実施したこと等により、平成20年12月期の連結会計年度において17,929百万円の当期純損失を計上し、「継続企業の前提に関する重要な疑義」が生じるに至りました。

以降当社は、当該状況を解消するため、得意分野である不動産私募ファンドの運用に経営資源を集中し、収益性を高めるとともに、事業規模に見合った組織及び人員体制の構築を行なうため、子会社の整理・売却、2度にわたる希望退職者募集によって組織のスリム化を行なってまいりました。

しかしながら、一昨年秋以降の世界経済の低迷に端を発した不動産市場の流動性の低下は回復するに至らず、平成22年2月18日開示の「たな卸資産評価損及び特別損失の計上並びに通期業績予想の修正、債務超過の見込みに関するお知らせ」及び平成22年2月19日開示の「平成21年12月期 決算短信」で発表しておりますとおり、当社は平成21年12月期の連結会計年度において、主に棚卸資産評価損及び特別損失を計上した結果、自己資本は11,019百万円の債務超過になりました。

4. 猶予期間

平成22年1月1日 ～ 平成22年12月31日

5. 今後の見通し

平成21年12月期の決算短信及び決算説明資料において発表しておりますとおり、当面は厳しい状況が続くものと予想される不動産マーケットの中で、プラットフォーム機能を維持し、また、債務超過の解消と財務体質の改善に向け新たなスポンサーを獲得すべくフィナンシャル・アドバイザーを選任し、既にその活動を開始しております。

以上